

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3572024号
(P3572024)

(45) 発行日 平成16年9月29日(2004. 9. 29)

(24) 登録日 平成16年7月2日(2004. 7. 2)

(51) Int. Cl.⁷ F 1
 B 6 5 D 77/28 B 6 5 D 77/28
 B 6 5 D 77/38 B 6 5 D 77/38

請求項の数 7 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2001-43540 (P2001-43540)	(73) 特許権者	591007457
(22) 出願日	平成13年2月20日(2001. 2. 20)		協和電機化学株式会社
(65) 公開番号	特開2002-179146 (P2002-179146A)		東京都八王子市石川町2970番地3
(43) 公開日	平成14年6月26日(2002. 6. 26)	(74) 代理人	100059959
審査請求日	平成13年2月28日(2001. 2. 28)		弁理士 中村 稔
(31) 優先権主張番号	特願2000-305066 (P2000-305066)	(74) 代理人	100067013
(32) 優先日	平成12年10月4日(2000. 10. 4)		弁理士 大塚 文昭
(33) 優先権主張国	日本国(JP)	(74) 代理人	100082005
			弁理士 熊倉 禎男
		(74) 代理人	100065189
			弁理士 宍戸 嘉一
		(74) 代理人	100096194
			弁理士 竹内 英人
		(74) 代理人	100074228
			弁理士 今城 俊夫

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ストロー付き飲料容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

柔軟性フィルム材料により中空状に形成され口部を有する容器本体と、前記容器本体内に配置されたストロー構成体と、
 からなり、
 前記ストロー構成体は、外ストローと内ストローとから構成され、
 前記外ストローは前記容器本体と比較して比較的剛性を有する材料により形成され、前記外ストローの一端は前記容器本体の前記口部に固定され、他端は前記容器本体の底部近傍で該底部から離れて位置しており、
 前記内ストローは前記外ストロー内に長さ方向に摺動自在に挿入され、一端が前記外ストローの前記一端とほぼ同じ位置にあり、他端が前記外ストローの前記他端より前記容器本体の前記底部の方向に突出しており、前記容器本体の外側から前記内ストローの前記他端を押すことにより該内ストローの前記一端を前記外ストローの前記一端から外方向に突出させ得るようになった、
 ことを特徴とするストロー付き飲料容器。

10

【請求項 2】

柔軟性フィルム材料により中空状に形成され口部を有する容器本体と、前記容器本体内に配置されたストロー構成体と、
 からなり、
 前記ストロー構成体は、外ストローと内ストローとから構成され、

20

前記外ストローは前記容器本体と比較して比較的剛性を有する材料により形成され、前記外ストローの一端は前記容器本体の前記口部に固定され、他端は前記容器本体の底部近傍で該底部から離れて位置しており、

前記内ストローは前記外ストロー内に長さ方向に摺動自在に挿入され、一端が前記外ストローの前記一端とほぼ同じ位置にあり、他端が前記外ストローの前記他端より前記容器本体の前記底部の方向に突出しており、

前記容器本体には、前記口部を閉じるキャップ部が一体に形成され、該キャップ部と前記口部との間には該キャップ部を切り離すための切り離し予定部が形成され、

前記容器本体は、前記口部以外のところに飲料充填口を備え、飲料を充填した後に該飲料充填口が密閉されており、

10

前記容器本体の外側から前記内ストローの前記他端を押すことにより該内ストローの前記一端を前記外ストローの前記一端から外方向に突出させ得るようになった、ことを特徴とするストロー付き飲料容器。

【請求項3】

柔軟性フィルム材料により中空状に形成され口部を有する容器本体と、

前記容器本体内に配置されたストロー構成体と、

からなり、

前記ストロー構成体は、外ストローと内ストローとから構成され、

前記外ストローは、一端付近に固定されたプラグ部材を介して前記容器本体の前記口部に固定され、前記外ストローの他端は前記容器本体の底部近傍で該底部から離れて位置しており、

20

前記内ストローは前記外ストロー内に長さ方向に摺動自在に挿入され、一端が前記外ストローの前記一端とほぼ同じ位置にあり、他端が前記外ストローの前記他端より前記容器本体の前記底部の方向に突出しており、前記容器本体の外側から前記内ストローの前記他端を押すことにより該内ストローの前記一端を前記外ストローの前記一端から外方向に突出させ得るようになった、

ことを特徴とするストロー付き飲料容器。

【請求項4】

柔軟性フィルム材料により中空状に形成され口部を有する容器本体と、

前記容器本体内に配置されたストロー構成体と、

からなり、

前記ストロー構成体は、外ストローと内ストローとから構成され、

前記外ストローは前記容器本体と比較して比較的剛性を有する材料により形成され、前記外ストローは、その一端付近に固定されたプラグ部材を介して前記容器本体の前記口部に固定され、他端は前記容器本体の底部近傍で該底部から離れて位置しており、

30

前記内ストローは前記外ストロー内に長さ方向に摺動自在に挿入され、一端が前記外ストローの前記一端とほぼ同じ位置にあり、他端が前記外ストローの前記他端より前記容器本体の前記底部の方向に突出しており、

前記容器本体には、前記口部を閉じるキャップ部が一体に形成され、該キャップ部と前記口部との間には該キャップ部を切り離すための切り離し予定部が形成され、

40

前記容器本体は、前記口部以外のところに飲料充填口を備え、飲料を充填した後に該飲料充填口が密閉されており、

前記容器本体の外側から前記内ストローの前記他端を押すことにより該内ストローの前記一端を前記外ストローの前記一端から外方向に突出させ得るようになった、

ことを特徴とするストロー付き飲料容器。

【請求項5】

請求項1から請求項4までのいずれか1項に記載した飲料容器であって、前記内ストローの前記一端には取り外し可能なキャップが付けられたことを特徴とする飲料容器。

【請求項6】

請求項1から請求項5までのいずれか1項に記載した飲料容器であって、前記内ストロー

50

は、前記一端から離れた位置に蛇腹状の屈曲部が設けられたことを特徴とする飲料容器。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 6 までのいずれか 1 項に記載した飲料容器であって、前記容器本体は、透明な樹脂材料により形成されたことを特徴とする飲料容器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、飲料容器に関する。もっと詳細に述べると、本発明は、ストローが容器本体の内部に収められた飲料容器に関する。本発明は、予め飲料が充填されて販売されるようになった飲料容器に適用するのに適しているが、使用者が飲料を入れて使用する形式の容器に適用することも可能である。

10

【0002】

【従来の技術】

飲料用のストローは、容器に充填された形で販売される飲料とは別に流通に付されるものであり、容器充填された飲料を飲もうとする使用者は、飲用の都度、ストローを収納場所から取り出して使用しなければならないという不便がある。また、使用者が飲料を入れて使用する形式の飲料容器においても、容器とストローとが別々であるというのは使用者にとって不便である。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、予め飲料容器内にストローが収められており、廉価で、しかも使用に便利なストロー付き飲料容器を提供することを課題とする。

20

【0004】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するため、本発明においては、柔軟性フィルム材料により中空状に形成され口部を有する容器本体内にストロー構成体を配置する。ストロー構成体は、外ストローと内ストローとから構成される。好ましい態様では、外ストローは容器本体と比較して比較的剛性を有する材料により形成され、その一端は容器本体の口部に固定され、他端は容器本体の底部近傍で該底部から離れて位置する。内ストローは外ストロー内に長さ方向に摺動自在に挿入され、一端が外ストローの前記一端とほぼ同じ位置にあり、他端が外ストローの前記他端より容器本体の底部の方向に突出する。

30

本発明の一つの態様においては、外ストローは、一端付近に固定されたプラグ部材を介して前記容器本体の前記口部に固定される。

【0005】

容器本体には、口部を閉じるキャップ部を一体に形成することができ、この場合には、該キャップ部と口部との間に該キャップ部を切り離すためのミシン目やスコア線等の切り離し予定部を形成することができる。この実施形態の場合、容器本体は、口部以外のところに飲料充填口を設け、飲料を充填した後に該飲料充填口を密閉する。飲料充填口は、容器本体の底部により形成することができ、飲料充填後に、この底部を密封することができる。

40

【0006】

内ストローの前記一端には取り外し可能なキャップを付けることができる。また、内ストローは、前記一端から離れた位置に蛇腹状の屈曲部を設けることができる。本発明においては、容器本体は、透明な樹脂材料により形成することが好ましいが、他の材料により構成することもできる。

【0007】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態を図について説明する。図 1 及び図 2 を参照すると、これらの図には本発明を実施した飲料容器本体 1 が飲料を充填する前の状態で示されている。断面を示す図 3 を参照すると、容器本体 1 は、前後壁シート 2、3 と一対の側壁シート 4、5

50

から構成される。各々のシート 2、3、4、5 は、ポリエチレンやポリプロピレン等の柔軟性ある透明材料により形成され、縁部を重ねてヒートシールにより接合されて、中空の袋状容器本体 1 を構成する。図において、ヒートシール接合部を符号 6 で示す。

【0008】

図 1 に示すように、容器本体 1 は、ボトルネック状の口部 7 を備える。口部 7 は、片側の縁部ではシート 2、3 の間にシート 4 を挟んでヒートシールし、他側の縁部ではシート 2、3 の間にシート 4 を挟んでヒートシールすることにより、中央に通路 8 を有する形状に形成される。口部 7 の末端は、ヒートシールによって形成されたキャップ部 9 により密閉される。キャップ部 9 を口部 7 から切り離して口部 7 を開放できるようにするために、キャップ部 9 と口部 7 との間には、ミシン目やスコア線などの切り離し予定部 10 を形成する。容器本体 1 の口部まわりの形状を図 4 に示す。

10

【0009】

容器本体 1 の内部には、ストロー構成体 11 が配置される。このストロー構成体 11 は、外ストロー 12 と該外ストロー 12 内に長さ方向摺動自在に嵌合された内ストロー 13 とからなる。内ストロー 13 の一端は、キャップ 14 により閉鎖されている。内ストロー 13 の上記一端と外ストロー 12 の一端は、容器本体 1 の口部 7 に形成された中央通路 8 に挿入され、外ストロー 12 の該一端は、ヒートシール等の適当な接着手段により容器本体 1 の口部 7 に固定されている。

【0010】

外ストロー 12 は、容器本体 1 のシート 2、3、4、5 に比較して高い剛性を有するように形成される。内ストロー 13 は外ストロー 12 より長い寸法を有する。内ストロー 13 の長さは、外ストロー 12 より 10 ないし 15 mm 程度長くなり、外ストロー 12 の末端からこの寸法だけ突出するようにすることが望ましい。また、内ストロー 13 は、一端部から離れた位置に蛇腹状の伸縮部 15 を有する形式とすることが望ましい。

20

【0011】

容器本体 1 は、図 1 に示す状態では下部 16 が開放されている。容器本体 1 を倒立状態にして飲料を充填し、その後で容器本体 1 の下部をシートシール 17 により密閉する。この状態で、ストロー付き飲料充填容器は、流通に付され、販売される。飲料充填状態の容器を図 5、図 6、図 7 に示す。

30

【0012】

ストロー付き飲料充填容器を購入した顧客は、先ずキャップ部 10 を切り離し予定線 10 に沿って切り離すことにより、ストロー構成体 11 の端部が露出されるようにする。この状態で、図 8 に示すように容器をテーブル等の平坦な台 18 の上に立てると、容器本体 1 は内部の飲料の重みで下方に撓み、その結果、内ストロー 13 が台 18 により押し上げられて、内ストロー 13 の上端が外ストロー 12 の上端から突出するようになる。ここで、キャップ 14 を外し、図 9 に示すように内ストロー 13 を引き出して容器内部の飲料を飲むことができる。容器を平坦な台 18 に置かなくとも、容器本体 1 の底部を手でつまむか、容器本体 1 の底から内ストロー 13 の下端を押すだけでも内ストロー 13 の上端を外ストロー 12 の上端から突出させることができる。

40

【0013】

この容器は、PET 製のボトルや紙パックに比べて廉価に製造できる。内ストロー 13 を蛇腹式のものとする事により、内部の飲料を飲むのに便利になり、病人等が寝た状態でも飲料をこぼさずに飲むことができる。

【0014】

本発明のストロー付き飲料容器は、予め飲料を充填した図示実施形態のものに限らず、使用者が飲料を入れて使用する形態でも実施できる。この場合には、容器本体 1 の口部 7 を、壺の口部に多用されている、例えばねじ付きの壺首形状とし、該壺首形状の口部にネジ付きキャップを取り付けるようにすればよい。そして、飲料の注入を可能にするためには、例えば図 7 に想像線で示すように、ネジキャップ付き注入口 19 を設ければよい。

【0015】

50

図10は、本発明の他の実施形態を示す容器上部の正面図である。この実施形態においては、ストロー構成体の外ストロー12に、硬質プラスチック材料製の円筒状プラグ部材20が固定される。このプラグ部材20は、容器製作の際に、容器本体1の口部材7に接着される。その他の点では、先に述べた実施形態と同じ構成を備える。

【図面の簡単な説明】

【図1】 (a)は本発明の一実施形態によるストロー付き飲料容器を飲料充填前の状態で示す正面図、(b)は口部の詳細を示す断面図である。

【図2】 図1に示す容器の平面図である。

【図3】 図1に示す容器の水平断面図である。

【図4】 図1に示す容器の口部まわりを示す斜視図である。

10

【図5】 図1に示す容器を飲料充填後の状態で示す正面図である。

【図6】 図5に示す容器の平面図である。

【図7】 図5に示す容器の側面図である。

【図8】 図5に示す容器の開封状態を示す正面図である。

【図9】 図8の側面図である。

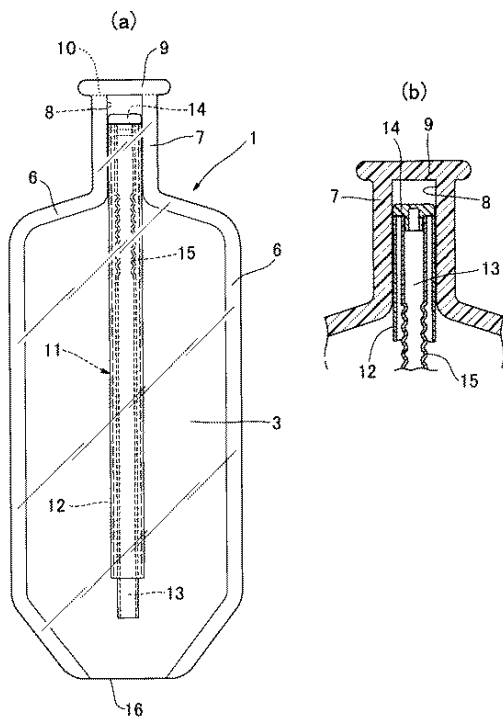
【図10】 本発明の他の実施形態を示す容器上部の正面図である。

【符号の説明】

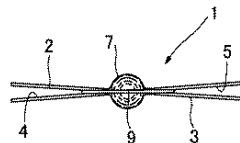
- 1・・・容器本体、2・・・後壁シート、3・・・前壁シート、
- 4、5・・・側壁シート、6・・・ヒートシール部、7・・・口部、
- 11・・・ストロー構成体、12・・・外ストロー、13・・・内ストロー、
- 14・・・キャップ、

20

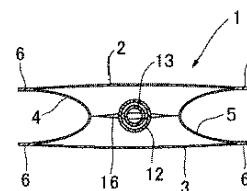
【図1】



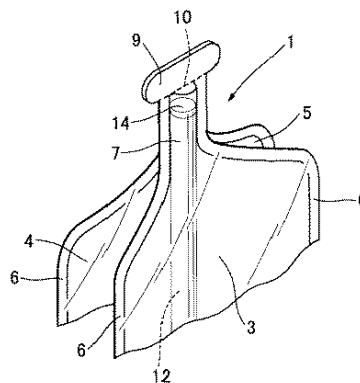
【図2】



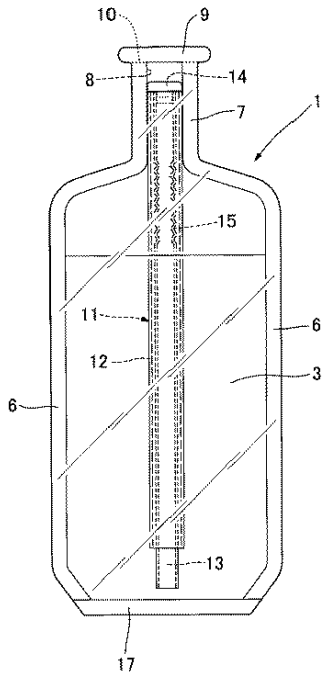
【図3】



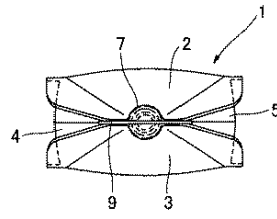
【図4】



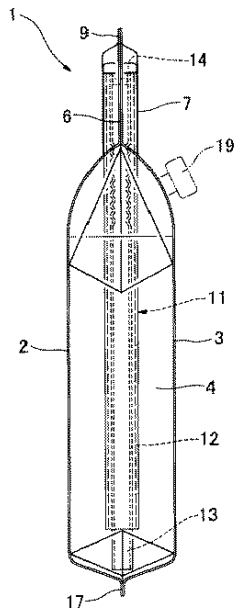
【図5】



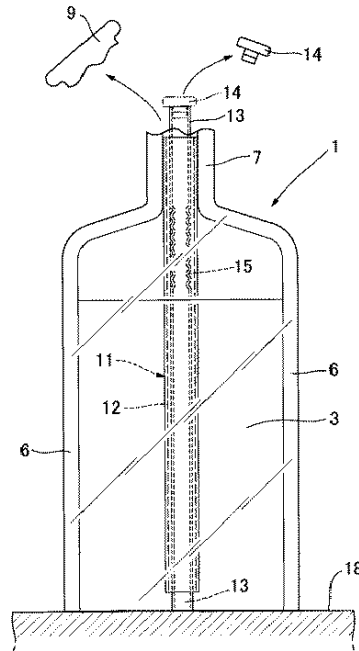
【図6】



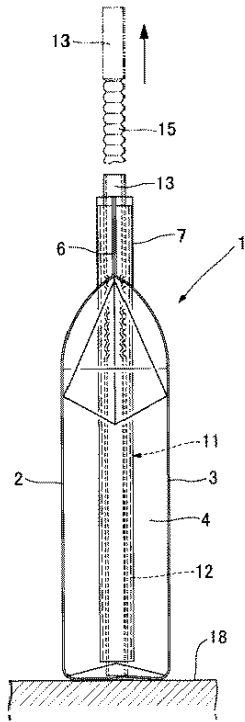
【図7】



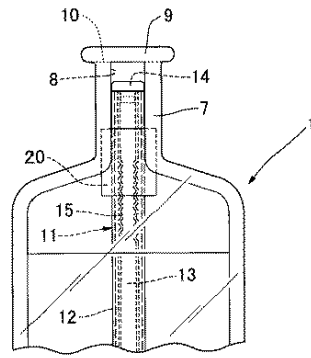
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

- (74)代理人 100084009
弁理士 小川 信夫
- (74)代理人 100082821
弁理士 村社 厚夫
- (74)代理人 100086771
弁理士 西島 孝喜
- (74)代理人 100084663
弁理士 箱田 篤
- (72)発明者 廣田 嘉七
東京都八王子市散田町3丁目8番25号
- (72)発明者 兼田 誠
埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘4丁目8番14号

審査官 川本 真裕

- (56)参考文献 特開平10-081340 (JP, A)
実開平05-051773 (JP, U)
特開2000-079950 (JP, A)
実開昭57-080460 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

B65D 77/28
B65D 77/38
B65D 33/36
B65D 30/16